

議案第1号

職員の任用に関する規則の一部改正について

令和5年8月9日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

第1 趣旨

選考により採用することができる職について改正しようとするものである。

第2 規則案の内容

選考により採用することができる職に、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による小型船舶操縦士の免許を有する者をもって充てるべき職を追加すること。（別表第4関係）

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。（附則関係）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 次に掲げる免許等を有する者をもって充てるべき職</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士の免許</p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 次に掲げる免許等を有する者をもって充てるべき職</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士又は<u>小型船舶操縦士</u>の免許</p> <p>（3）・（4） [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。